

大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

施 行 平成 29年 2月 1日

一部改正 平成 29年 4月 27日

一部改正 平成 30年 4月 1日

一部改正 平成 30年 8月 1日

一部改正 平成 30年 10月 1日

一部改正 令和 2年 4月 1日

一部改正 令和 2年 4月 1日

一部改正 令和 3年 4月 1日

一部改正 令和 6年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち次に掲げる事

業（以下「第1号事業」という。）

ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち次に掲げるサービスを提供する事業

(ア) 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）別記1(1)イ(ア)①に規定する訪問介護員等によるサービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）

(イ) 国実施要綱別記1(1)イ(ア)②に規定する訪問型サービスA（以下「訪問型サービスA」という。）

(ウ) 国実施要綱別記1(1)イ(ア)③に規定する訪問型サービスB（以下「訪問型サービスB」という。）

(エ) 国実施要綱別記1(1)イ(ア)④に規定する訪問型サービスC（以下「訪問型サービスC」という。）

イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち次に掲げるサービスを提供する事業

(ア) 国実施要綱別記1(1)イ(イ)①に規定する通所介護事業者の従事者によるサービス（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）

(イ) 国実施要綱別記1(1)イ(イ)②に規定する通所型サービスA（以下「通所型サービスA」という。）

(ウ) 国実施要綱別記1(1)イ(イ)④に規定する通所型サービスC（以下「通所型サービスC」という。）

ウ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以

下「第1号介護予防支援事業」という。)

(2) 法第115条の45第1項第2号の規定により実施する事業（以下「一般介護予防事業」という。）のうち次に掲げる事業

- ア 国実施要綱別記1(2)イ(ア)に規定する介護予防把握事業
- イ 国実施要綱別記1(2)イ(イ)に規定する介護予防普及啓発事業
- ウ 国実施要綱別記1(2)イ(ウ)に規定する地域介護予防活動支援事業
- エ 国実施要綱別記1(2)イ(エ)に規定する一般介護予防事業評価事業
- オ 国実施要綱別記1(2)イ(オ)に規定する地域リハビリテーション活動支援事業

（実施方法）

第3条 市長は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める方法により総合事業を実施するものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）による実施

(2) 訪問型サービスA及び通所型サービスA 指定事業者による実施又は法第115条の47第4項の規定による委託（以下「委託」という。）による実施

(3) 訪問型サービスB 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助による実施

(4) 訪問型サービスC、通所型サービスC及び第1号介護予防支援事業 委託による実施

（対象者）

第4条 総合事業の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等
- (2) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する被保険者
(事業対象者の確認)

第5条 第1号事業の利用を希望する者（居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）である者を除く。）は、省令第140条の62の4第2号に掲げる者（以下「事業対象者」という。）であることの確認（以下「確認」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定による確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、訪問型サービスC及び通所型サービスCのみを利用する者（以下「サービスCのみ利用者」という。）に限り行うことができる。ただし、次に掲げる者にあっては、この限りでない。

- (1) 要支援認定（法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）の有効期間が満了した後において、引き続いて要支援認定を受けるための法第33条第2項の規定による更新の申請を行わない者

(2) その他やむを得ない事情により、第1号事業の利用が必要であると市長が認め
る者

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が
事業対象者に該当すると認めたときは、大分市介護予防・日常生活支援総合事業対
象者確認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
(確認の有効期間等)

第6条 確認の有効期間は、前条第2項の規定による申請をした日から4年（サービ
スCのみ利用者又は前条第3項第2号に掲げる者にあっては、6月）を経過する日
の属する月（当該申請をした日が月の初日である場合にあっては、4年（サービ
スCのみ利用者又は前条第3項第2号に掲げる者にあっては、6月）を経過する日
の属する月の前月）の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、要支援認定の有効期間が満了した後において引き続い
て確認を受けた者に係る確認の有効期間は、当該要支援認定の有効期間が満了した
日の翌日から起算するものとする。

3 確認を受けた者で、当該確認に係る有効期間が満了した後において引き続いて確
認を受けようとするものは、当該確認に係る有効期間の満了する日の60日前から
有効期間の満了する日の前日までの間に、確認の更新の申請をしなければならない。
この場合において、更新した確認の有効期間は、更新する前の確認の有効期間が満
了した日の翌日から起算するものとする。

4 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による確認の更新の申請について準
用する。
(利用者負担)

第7条 総合事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA 事業の実施に要する費用の額として市長が別に定める額に100分の10（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者（同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者を除く。）にあっては100分の20（政令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。）、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあっては100分の30（政令第29条の2第6項各号に掲げる場合を除く。）を乗じて得た額
- (2) 訪問型サービスB 第3条第3号の規定による補助の対象となる者が定める額
- (3) 訪問型サービスC及び通所型サービスC 市長が別に定める額
(支給限度額)

第8条 総合事業の利用者が、要支援認定又は確認の有効期間に係る日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの1月間において利用した総合事業に係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の合計額（居宅要支援被保険者にあっては、法第55条第1項に規定する合計額を含む。）は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イの規定（自立支援のため集中的なサービスの利用が必要な場合等利用者の状態により市長が必要と認める場合にあっては、同告示第2号ロの規定）により算定した額（居

宅要支援被保険者にあっては、法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等
区分支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を
有する者(同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者を除く。)
にあっては100分の80(政令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。)、
法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあって
は100分の70(政令第29条の2第6項各号に掲げる場合を除く。)に相当す
る額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第9条 市長は、総合事業の利用者が利用したサービスに係る第1号事業支給費の合
計額に90分の100(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所
得を有する者(同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者を除
く。)にあっては80分の100(政令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除
く。)、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあ
っては70分の100(政令第29条の2第6項各号に掲げる場合を除く。)を乗
じて得た額から、当該費用につき支給された第1号事業支給費の合計額を控除して
得た額(居宅要支援被保険者にあっては、法第61条第1項に規定する介護予防サ
ービス利用者負担額から高額介護予防サービス費(同項に規定する高額介護予防サ
ービス費をいう。以下同じ。)を減じて得た額を含む。)が、著しく高額であるとき
は、当該利用者に対し、高額介護予防サービス相当費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス相当費の支給については、高
額介護予防サービス費の例による。

3 高額介護予防サービス相当費の支給を受けようとする者は、高額介護予防サービス相当費支給申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

第10条 市長は、総合事業（指定事業者により実施される事業に限る。）の利用者に係る負担額（前条第1項の高額介護予防サービス相当費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とし、かつ、居宅要支援被保険者にあっては、法第61条の2第1項に規定する合計額から高額医療合算介護予防サービス費（同項に規定する高額医療合算介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を減じて得た額を含む。）が、著しく高額であるときは、当該利用者に対し、高額医療合算介護予防サービス相当費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額医療合算介護予防サービス相当費の支給については、高額医療合算介護予防サービス費の例による。

3 高額医療合算介護予防サービス相当費の支給を受けようとする者は、高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（指定の有効期間）

第11条 省令第140条の63の7の規定により定める指定の有効期間は、6年とする。

（指導及び監査）

第12条 市長は、総合事業の適正な運営を確保するため、必要に応じ、指定事業者等に対する指導及び監査を行うものとする。

（不正利得の徴収等）

第13条 市長は、総合事業の利用者が偽りその他不正の行為により第1号事業支給費の支給を受けたときは、当該利用者から、その全部又は一部を徴収するものとする。

2 市長は、指定事業者が偽りその他不正の手段により法第115条の45の3第3項の規定による支払を受けたときは、当該指定事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条第1項の規定

は、この要綱の施行の日以後に大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第2項の規定による申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条の規定は、同日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条第1項の規定は、
令和3年4月1日以後に大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第
2項の規定による申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者につい
ては、なお従前の例による。